

教育委員会における会議の運営方法について

教育委員会において、ICT（情報通信技術）を活用した効率的な会議の運営やエコオフィス活動の推進を図るため、下記のとおり取り扱う。

記

1 会議の運営方法について

- (1) 会議の資料を電子化（タブレット型パソコンの活用）することで、省資源化や資料の作成経費の節減等を図る。
- (2) 会議室にスクリーンを設置しタブレット型パソコンと同様に会議資料を写し出し、出席者や傍聴者が一斉に資料を閲覧することにより円滑に会議を進める。
- (3) 学校現場の現状や教育委員の活動報告などに、ICTを活用し写真や映像を提供することで、現場の臨場感をよりわかりやすく傍聴者等へ提供する。

2 会議の資料の取扱いについて

- (1) 会議室では、会議資料を閲覧するためのスクリーン（プロジェクターによる投影）を設置する。
- (2) 教育委員会の会議資料は、会議終了後に現行の行政資料の提供と同様に取り扱う。

3 教育委員会の会議資料の公表について

会議終了後は、電子化した会議の資料を活用し、ホームページに掲載し、区民への周知を図る。

4 インターネットの活用について

インターネット回線を利用し、委員会室以外の場所と通信することで、離れた場所から会議に参加することや学校とのリアルタイムでの中継により状況報告を行うなどの活用等の検討を平成29年度に行う。

5 今後の予定

現在、教育委員会において、ICTを活用した会議の試行を行っており、平成29年4月以降開催の教育委員会より実施する。